

国保・国保組合の方は、同一保険に加入する世帯員全員の個人番号が必要となります。
 国保・国保組合以外の方は、受診者と被保険者のみ個人番号が必要となります。

1 個人番号調書の提出が必要となる手続き

手続名	個人番号調書を提出する場合
新規申請（転入新規含む）	全件
更新申請	前回申請時から①医療費支給認定基準世帯員が変更になっている場合、②受診者・医療費支給認定基準世帯員の個人番号が変更になっている場合に調書の提出が必要
変更届	
変更申請	
再交付申請	受診者・申請者の個人番号が変更になっている場合に調書の提出が必要

2 更新・変更で個人番号調書の提出が必要な事例

手続内容	具体例
医療費支給認定基準世帯員の変更	受診者の被扶養者が父から母に変更 ⇒母の個人番号の提出が必要
社保の場合の保護者の変更 (被保険者は変わらず)	被保険者である父から、現に受診者を監護する母に保護者を変更 ⇒母の個人番号の提出が必要
社保から国保・国保組合への変更	父・母・受診者・弟の4名が同一の健康保険(社保)に加入していて、父が保護者として申請している場合に、世帯全員が国保に保険者を変更 ⇒母・弟の個人番号の提出が必要
国保・国保組合で世帯員が追加	国保に加入する世帯で、受診者の姉が社保から国保に戻った場合、子どもが生まれた場合 ⇒姉の個人番号の提出が必要、子どもの個人番号の提出が必要

※ 医療費支給認定世帯員とは

受診者（お子さん）と同一の健康保険に加入している方で、保険の種類が

① 国保・国保組合の場合

同一保険に加入する方全員

② 国保・国保組合以外の場合（健康保険組合、協会けんぽ等）

被保険者本人のみ

を言います。